

令和6年7月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和6年7月19日 午後2時 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員	11名	1番 川村 耕一	2番 沼尾 綾乃	3番 池田 雄一	4番 阿久津一男
		5番 川村 光代	6番 渡 邊 毅	7番 小 池 毅	8番 手塚 幸子
		9番 神 山 守	10番 佐藤 修一	11番 吉原 浩之	
欠席農業委員	なし				
出席推進委員	18名	12番 大 嶋 明 男	13番 秋 元 光 藏	14番 北 山 隆	15番 伏木 俊夫
		16番 大島一比古	17番 酒 主 学	18番 福 田 重 勝	19番 星野由紀夫
		20番 福 田 正 明	21番 佐々木俊久	22番 大 貫 宣 秀	23番 西 巻 光 次
		24番 福 田 浩 一	25番 福 田 隆 夫	26番 大 島 昭 吾	27番 村 上 隆
		28番 富 田 順 子	29番 青 木 容 子		
欠席推進委員	なし				
傍 聴 人	なし				
事 務 局	局長	川村賢一郎	係長 吉澤喜代子	副主幹 永吉和彦	副主幹 佐藤達起
	主査	鶴見英明			

- 第1 ー 議事録署名人の指名
- 第2 ー 会期の決定
- 第3 報告第14号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第15号 農地法第18条（通知）について
- 第5 推薦第12号 日光市工場等立地審議会委員の推薦について
- 第6 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第8 議案第46号 非農地証明願について
- 第9 議案第47号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第10 議案第48号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第11 議案第49号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

局 長 それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
 本日の出席委員は、農業委員11名全員の出席であります。
 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。
 推進委員におきましては18名全員の出席であります。
 なお、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。

小 池 毅 ただ今から、令和6年7月 日光市農業委員会総会を開会いたします。

議局	議長	本日の議事日程について、事務局長に朗読させます。 (議事日程を朗読)
議	議長	日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、議長において指名したいと思います。3番 池田雄一委員、4番 阿久津一男委員を指名いたします。
議	議長	日程第2「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。 それでは、議事に入ります。 なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど、簡潔に説明をお願いします。
議	議長	日程第3、報告第14号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手) はい、佐藤副主幹。 総会資料1ページをお開きください。 報告第14号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。 先月許可書を交付しました5条申請案件は4件ございました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。内訳は5月の総会にてご審議をいただきました案件が1件。こちらは砂利採取法の認可日と許可日を揃えたため6月許可となりました。 6月の総会にてご審議をいただいた案件につきましては、4件中3件となります。残りの1件につきましては、本総会にして再度ご審議をいただく予定です。 総会審議日は令和6年5月21日及び6月20日。 許可日は5月の1番が令和6年6月3日、6月の3件が令和6年6月20日となります。指令番号は日農委指令第5-13号から第5-16号で許可書を交付しております。 以上です。
議	佐藤副主幹	報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」の声あり) それでは、次に移ります。
議	議長	日程第4、報告第15号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (永吉副主幹挙手) はい、永吉副主幹。 報告第15号「農地法第18条(通知)について」、ご説明いたします。 総会資料は、2から3ページとなります。 本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となり
	永吉副主幹	

ます。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は資料のとおりです。件数は2件で、申請番号1番2番ともに市農業公社扱いの解約となります。

以上ご報告いたします。

議 長 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
（ 「なし」の声あり ）
それでは、次に移ります。

議 長 日程第5、推薦第12号「日光市工場等立地審議会委員の推薦について」を議題とし、事務局の説明を求めます
（ 吉澤係長挙手 ）

吉澤係長 はい、吉澤係長。
推薦第12号「日光市工場等立地審議会委員の推薦について」ご説明いたします。総会資料4ページをお開きください。
日光市工場等立地審議会は市の産業振興の推進を図るとともに、雇用機会の拡大及び地域経済の活性化のために設置されており、日光市工場等立地条例施行に対し、公平性・透明性などの確保のため審議を行うものです。
本年は日光市農業委員会の委員から、日光市工場等立地審議会委員1名の推薦を求めるものです。任期は令和6年8月1日から令和8年7月31日までとなっております。

議 長 以上です。
説明が終わりました。
ここで皆様にお諮りいたします。
選任につきましては、いかがいたしましょうか。
（ 川村耕一委員挙手 ）

川村耕委員 はい、川村耕一委員。
議長一任でお願いいたします。

議 長 議長一任の声がありました。
議長が指名することにご異議ありませんか。
（ 「異議なし」の声あり ）

議 長 ご異議ありませんので、議長において指名いたします。
渡邊毅委員を指名いたします。
渡邊毅委員を推薦することに、賛成の委員の挙手を求めます。
（ 挙手全員 ）
挙手全員であります。
よりまして、日光市工場等立地審議会委員に6番渡邊毅委員を推薦することに決しました。
次に移ります。

議 長 日程第6、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
今月の現地調査は、意見要請活動部会が担当しております。はじめに川村部会長から全体の説明をお願いいたします。
（ 川村耕一委員挙手 ）

川村耕委員 はい、川村部会長。
今回の現地調査ですが、7月17日に2班体制で行いました。第1班は川村、酒主委員、星野委員が担当しました。第2班は池田副部会長、福田浩一委員、富田委員が担当しました。

案件の内容ですが。3条申請が3件、5条申請が5件、非農地証明が4件の合計12件を現地調査いたしました。担当は5ページの3条の1番と2番は酒主委員、3番は福田浩一委員。6ページの5条の1番は事務局説明、2番と3番を福田浩一委員。7ページの4番と5番を星野委員、6番を富田委員。8ページの非農地証明の1番と2番を星野委員、9ページの3番を酒主委員、4番を富田委員が説明いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(酒主委員挙手)

酒 主 委 員

はい、酒主委員。

私は、総会資料5ページの議案第44号の1番を担当しました。

本申請は、日光市川室地内において、売買を目的とした3条申請です。

譲渡人、譲受人、申請地等については資料のとおりです。

案内図による説明。申請地は日光市豊岡公民館から東へ700メートルに位置しています。

公図による説明。登記簿地目は畑、現況も畑です。

譲受人は、経営農地を適切に管理しており、家族3人で水稻を作付けしております。取得する農地では、ジャガイモの作付けを行う計画です。

利用権はありません。

なお農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

現況写真。草が生い茂っていますが、草刈をすればジャガイモの作付けできると思います。隣はきれいな田になっていました。

議 長

報告ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

(川村耕委員挙手)

川 村 耕 委 員

はい、川村部会長。

見るからに雑草が生えていまして困難かなと思いますが、機械を入れて畑に戻せばジャガイモを栽培できると思います。部会としましては許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いします。

議 長

報告並びに現地調査後の部会での報告も終わりました。

ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議 長

ないようですので質疑を終結し、採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長

続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。

(酒主委員挙手)

酒 主 委 員

はい、酒主委員。

私は、総会資料の5ページの議案第44号の2番を担当いたしました。

本申請は、日光市瀬川地内において、貸借を目的とした3条申請でございます。

賃貸人、賃借人、申請地等については資料のとおりです。

案内図による説明。申請地は東武上今市駅から西へ800メートルに位置します。

公図による説明。申請地は6筆あり、いずれも登記簿地目は畑、現況も畑です。

賃借人は、北海道千歳市に本社を置く資本金1,000万円の株式会社です。

現在北海道に32万平方メートルの農地を所有し、水稻・ジャガイモ等を作付けしております。これまでも瀬川地内の農地を所有・賃借しており、今回の申請地とともに水稻・ジャガイモ・トウモロコシ・大根等の作付けを行う計画です。

利用権はありません。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

現地写真。ハウスの設備が建っていました。すべて申請地になります。現在ハウスの中に野菜を作っていました。

以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会からの報告をお願いします。

(川村耕一委員挙手)

川村 耕 委 員

はい、川村部会長。

4月の総会のときに、賃借人は適格法人ということで出ています。そのときにも周りを借りております。今回、ここ10年の賃借となっております。部会としましては何ら問題ないということで、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

報告並びに現地調査後の部会での報告も終わりました。

ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

(手塚委員挙手)

手 塚 委 員
酒 主 委 員
議 長

はい、手塚委員。

このハウスは、このままずっと使うのでしょうか。

たぶん、そのつもりでいると思います。

その他にありませんか。

(手塚委員挙手)

手 塚 委 員
議 長
鶴 見 主 査

はい、手塚委員。

10年で返すということですか。

事務局から説明をお願いします。

議 長

3条申請では貸借が10年ということで申請されています。10年先に更新になるか、返すのか把握はしておりません。

契約事項ですので説明のとおり、更新になる場合もあれば、10年で戻すこともあるかと思えます。場合によっては10年以内で戻すこともあり得ます。

他にありませんか。

(渡邊委員挙手)

渡 邊 委 員
議 長

はい、渡邊委員。

利用権がないというのは、この契約の前に別な人となないということですか。それとも抵当権が入っているのですか。

(吉澤係長挙手)

はい、吉澤係長。

吉澤係長	<p>総会資料2ページをご覧ください。 今回18条で該当地の利用権が解約になりまして、今回の賃貸ということになりました。</p>
議 長	<p>2ページを見てもらって、今まで借受人と貸付人がいて、合意解約になっています。そこで利用権が解除されたということです。 他にありませんか。 (「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員であります。 よって、番号2番は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議 長	<p>続きまして、番号3番について、担当委員の報告を求めます。 (福田浩委員挙手)</p>
福田浩委員	<p>はい、福田浩一委員。 私は、総会資料5ページ、議案第44号の3番を担当しました。 本申請は、日光市木和田島地内において、売買を目的とした3条申請です。 譲渡人、譲受人、申請地等については、資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は木和田島農業構造改善センターから南西へ約700メートルに位置しています。申請地は4筆あります。 公図による説明。譲受人は、耕作農地を適切に管理し、家族2人で水稻を作付けしています。譲受後は水稻を作付けする予定です。 利用権の設置はありません。 なお報告第15号の3ページ、解約事項がそのまま3番の契約となっています。以上のことで、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議について、部会からの報告をお願いします。 (川村耕委員挙手)</p>
川村耕委員	<p>はい、川村部会長。 今、説明したように3ページの賃借の解約、3条によりまして売買で、譲受人は適切に農地を管理するという事で、部会としましては許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>報告並びに現地調査後の部会での報告も終わりました。 ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。 (福田重委員挙手)</p>
福田重委員	<p>はい、福田重勝委員。 この10アールあたりの値段は、相対で決めたのですか。それとも公社が入っていますか。</p>
議 長	<p>(鶴見主査挙手)</p>
鶴見主査	<p>はい、鶴見主査。 この売買価格については、申請の特記に書かれた金額なのですが、相対ということ申請されています。</p>
議 長	<p>他にご質疑ありますか。 (神山委員挙手)</p>

神山委員
 はい、神山委員。
 3条の3番は5筆あり、18条のところは6筆あるのですが、〇〇〇番地が抜けております。
 議長
 (大島一委員挙手)
 大島委員
 はい、大島委員。
 あくまでも、ここに表示してあるものに許可を与える形なので、後で出てくれば、その分について審議するので、申請書どおりの審議でいいと思います。
 議長
 今、大島委員からご意見いただきまして、農業委員会の総会としては、出てきた内容について問題がなければ、その内容で許可することになりますので、この申請の内容で採決したいと思います。
 以上で、この件についての質疑を終了してよろしいですか。
 (「了承」の声あり)
 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 議長
 (挙手全員)
 挙手全員でございます。
 よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決しました。
 議長
 日程第7、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題としますが、番号1番については、先月の案件の再審議となりますので、事務局の説明を求めます。
 (佐藤副主幹挙手)
 佐藤副主幹
 はい、佐藤副主幹。
 総会資料6ページをお開きください。
 議案第45号の1番の案件について、ご説明いたします。
 本申請は所野地内において、一般住宅を目的として転用する案件です。
 申請人及び申請地等は資料のとおりです。
 こちらの案件につきましては6月に現地調査を実施し、同月の総会におきまして一度ご審議をいただきましたが、他法令の手続きに不備が確認されたため、取り下げをさせていただいたものとなります。
 申請地は、日光運動公園から北へ約200メートルに位置しており、都市計画法に定められた風致地区に該当いたします。こちらは市の都市計画図になりますが、緑の網掛部分が日光地域の大谷川周辺が風致地区に該当します。
 風致地区とは、「良好な自然景観を保全し、都市の風致(自然の景色などの趣、味わい)を維持するために必要な規制を定めた地域であり、こちらの地区内において「建築物等の新築、改築」「宅地の造成」「伐採」等を行う場合は、日光市風致地区条例に基づく許可が必要となります。
 6月の総会の際は、そちらの手続きが取られていないことが確認されたため、取り下げとなりました。その後、手続きが進められ、風致地区の許可基準に基づき計画が修正されましたので、改めてご審議をお願いするものです。こちらが修正後の土地利用計画図となります。風致地区の許可基準はこちらの枠のとおりです。建物そのものものに変更はございませんが、外壁面の後退距離が道路から2メートル必要となるため、当初の1.5メートルから2.1メートルに変更されています。また、緑地率30%を満たすため敷地内に緑地を確保する計画になりました。建蔽率につきましても、基準を満たす数値となっております。建物そのものは変わらず、建物の配置と敷地内の利用計画が若干変わったこととなります。改めてご審議をお願いいたします。

議	長	説明が終わりました。 ご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議	長	挙手全員でございます。 よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。 (福田浩委員挙手)
福田浩委員		はい、福田浩一委員。 私は総会資料6ページ、議案第45号の2番を担当しました。 本申請は、日光市土沢地内において、売買を目的として運動場を造る目的で転用する案件です。 申請人、及び申請地等は、資料のとおりです。 案内図の説明。申請地は下野大沢駅から西へ150メートルに位置しています。 公図の説明。申請地、進入路はこちらになります。 登記簿地目は畑、現況は雑種地です。 周囲の状況は、東側は宅地、西側は道路、南側も道路、北側も道路です。 土地利用図の説明。現地には測量設計事務所が立ち合いました。申請地を運動場に利用する計画で杭打ちがしてありました。 給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理になり、周囲にはフェンスを設置するそうです。 資金は自己資金で1,680万円の申請がなされています。 現況写真。申請地には建物がありますが、全部壊して更地にして、運動場にする予定です。 以上のことから、周囲に及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願いします。 (川村耕委員挙手)
川村耕委員		はい、川村部会長。 譲受人の施設は、ここから700メートルぐらい離れたところにありますが、そちらで運動場が確保できないので、こちらに運動場を確保したいと申請が出ました。部会としまして何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 利用状況を3年間報告することになっております。その間見守っていただけたいのではないかと考えております。
議	長	報告並びに現地調査後の部会の報告も終わりました。 ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。
議	長	(「なし」の声あり) ないようですので質疑を終結し、採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求

めます。
(挙手全員)
議 長 挙手全員であります。
よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。
(福田浩委員挙手)
福田浩委員 はい、福田浩一委員。
私は総会資料6ページ、議案第45号の3番を担当いたしました。
本申請は日光市小代地内において、太陽光発電を目的として転用する案件です。
申請人、及び申請地等は資料のとおりです。
申請地は下小代駅から北西へ150メートルのところに位置しております。
登記簿地目は田、現況は田です。
周囲に状況は東側が青地、西側は道路、南側は青地、北側は田です。
土地利用図の説明。現地には行政書士が立ち合いました。申請地に太陽光発電に利用する計画で杭打ちがしてありました。太陽光パネルの枚数は144枚です。
給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理をします。
周囲にはフェンスを設けます。電気は売電ではなく、自社で利用するそうです。

議 長 以上のことから、周りに及ぼす影響がないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
ありがとうございます。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願いします。
(川村耕委員挙手)
川村耕委員 はい、川村部会長。
見るからに問題がないと思われますので、許可相当ということで、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 報告並びに現地調査後の部会の報告も終わりました。
ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

議 長 (「なし」の声あり)
ないようですので質疑を終結し、採決いたします。
番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 (挙手全員)
挙手全員であります。
よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に番号4番、5番については関連がありますので、担当委員の一括報告を求めます。
(星野委員挙手)
星野委員 はい、星野委員。
私は総会資料7ページ、議案第45号の4番を担当しました。
本申請は、日光市川室地内において、売買を目的として転用する案件です。
申請人、申請地等は資料のとおりです。

案内図による説明。申請地は川室地内、国道121号轟交差点から南東へ360メートルのところに位置します。

公図による説明。登記簿地目は畑で、現況は雑種地です。

周囲の状況は、東側は道路、西側は青地、南側も青地、北側は河川になります。

土地利用図による説明。現地には行政書士が立ち合いました。申請地を車輛展示場に利用する計画で、杭打ちがしてありました。

敷地内は舗装をし、周りは土留めをします。安全柵で囲むということです。

雨水は浸透柵を設置し処理します。道路から30センチメートルほど上がっているのですが、削りまして舗装にすることになります。

以上のことから、周りに及ぼす影響はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

続きまして、5番は車輛展示場の道路を隔てまして反対側に看板を取付ける目的で、行政処置が立ち合い看板施設に利用する計画で杭打ちがしてありました。

敷地は砂利敷にし、雨水は浸透処理します。

以上、周りに及ぼす影響はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告を求めます。

(川村耕委員挙手)

はい、川村部会長。

川村耕委員

4番の敷地は30センチメートルほど高いのですが、周りに柵をして安全に舗装するというので、何ら問題はないと。ここの道路が抜けたために、5番の土地が以前はくっついていたのですが、残ってしまったので合わせて売買ということで申請が出ております。

部会では何ら問題はないということで、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

報告並びに現地調査後の部会での報告が終わりました。

ここで意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

(川村光委員挙手)

はい、川村光代委員。

川村光委員

現況地目のその他というのは何ですか。

議 長

(佐藤副主幹挙手)

はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹

公衆用道路ということで課税地目はされておりました。実際、道路との間のわずかな土地なので、税務のほうでは公衆用道路になってはいますが、現況は雑種地となります。

議 長

他にご質問ありますか。

(大島一委員挙手)

はい、大島一比古委員。

大島一委員

今の発表の中で、雨水は浸透柵ということでしたが、車輛展示場なのでオイルとかを懸念して、申請の段階で浸透柵にするのかなと思ひまして質問いたします。

議 長

(佐藤副主幹挙手)

佐藤副主幹 はい、佐藤副主幹。

大島一委員 今回のケースは、特にオイル等の流出を意識したものではなく、舗装してしまえば、通常浸透することができず流出してしまいますので、敷地の境界部分に何かしらの排水設備を設置したほうがよいと相手側のほうで考えまして、今回のような設備を設置することにしたということです。

佐藤副主幹 浸透柵ですから、ちょっとした雨では満タンになってしまいます。形式上でやるのか、近くの側溝に流れるものでやるのか。意味があるのかなと思います。

大島一委員 実際どれくらいの雨水までのめるかというのは、今回のケースですと特に浸透係数などから計算をしているものではないです。砂利敷きの場合などの自然浸透も一緒なのですが、どれくらいのめるかどうか未知なところがあります。舗装ですと何も処置していないと外側に出てしまいますので、何かしら浸透するための穴、浸透するための装置を設置したほうがよいという相手側の努力になります。

佐藤副主幹 ところで沈殿させて側溝に流すのですか。

大島一委員 側溝には繋がりません。

佐藤副主幹 他にありませんか。

大島一委員 (川村耕委員挙手)

川村耕委員 はい、川村部会長。

大島一委員 横が大谷川の河川敷になっているので、下が砂利敷だと思います。浸透柵を造って、すぐ脇に水路が流れていますので、流れていくのではないかと思います。

大島一委員 自然浸透ということで分かりました。

佐藤副主幹 他にご質問ありますか。

大島一委員 (神山委員挙手)

神山委員 はい、神山委員。

佐藤副主幹 両方なのですが、譲渡人が1名書いてあるのですが、公図の名前が3名でしたが、なぜですか。

大島一委員 (佐藤副主幹挙手)

佐藤副主幹 はい、佐藤副主幹。

大島一委員 3名の連名での申請でしたが、議案書のほうは1名だけしか記載してないのは、私のミスで申し訳ありません。

佐藤副主幹 (大島昭委員挙手)

大島昭委員 はい、大島昭吾委員。

佐藤副主幹 第2種農地となっておりますが、制約等がありますか。

大島昭委員 (佐藤副主幹挙手)

佐藤副主幹 はい、佐藤副主幹。

大島昭委員 第2種農地につきましては、制約等はありません。第3種農地、その他で代替できる土地がある場合には不可となりますが、今回の場合ですと、事業所に隣接した土地でなければ、この事業は成立しませんので、そういったケースの場合には許可可能となります。

佐藤副主幹 他にご質問ありませんか。

大島昭委員 (「なし」の声あり)

佐藤副主幹 それでは質疑を終結し、採決いたします。

大島昭委員 それでは、番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

佐藤副主幹 (全員挙手)

大島昭委員 挙手全員でございます。

議 長 よって、番号4番は、原案のとおり許可することに決しました。
 続いて、番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の
 挙手を求めます。
 (全員挙手)
 挙手全員でございます。
 よって、番号5番も、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、番号6番について担当委員の報告を求めます。
 (富田委員挙手)
 はい、富田委員。
 富田委員 私は総会資料7ページ、議案第45号の6番を担当しました。
 本申請は、日光市板橋地内において、太陽光発電設備を目的として転用する
 案件です。
 申請人、及び申請地等は資料のとおりです。
 申請地は板橋地内、国道121号線板橋交差点から北西へ120メートルに
 位置しております。
 登記簿地目は田、現況も田です。
 周囲の状況は、東側は青地と水路、西側は青地、南側は道路、北側は青地で
 す。現地には施工会社の方が立ち会いました。周囲をフェンスで囲み、パネル
 162枚を設置する計画です。
 ほぼ長方形に見える田ですが、ここに杉並木の保全地域該当地が入っていま
 す。あとバイパスの計画に基づいて、県が買い上げた土地も入っています。現
 況は一面草が伸びておりました。フェンスは保全地域を除いて設置します。
 以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろ
 しくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
 次に現地調査後の検討・協議の結果について部会からの報告をお願いしま
 す。
 (川村耕一委員挙手)
 はい、川村部会長。
 川村耕委員 ただ今の説明により、部会では何ら問題はないと判断し、許可相当と思われ
 ます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 報告並びに現地調査後の部会からの報告が終わりました。
 ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたしま
 す。
 (「なし」の声あり)

議 長 ないようですので質疑を終結し、採決いたします。
 それでは、番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員
 の挙手を求めます。
 (挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。
 よって、番号6番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、日程第8、議案第46号「非農地証明願について」を議題と
 し、番号1番について担当委員の報告を求めます。
 (星野委員挙手)
 はい、星野委員
 星野委員 私は総会資料8ページ、議案第46号の1番を担当いたしました。

本申請は、日光市鬼怒川温泉大原地内において、宅地として利用しております。

願出人、願出地は資料のとおりです。

案内図による説明。願出地は鬼怒川温泉大原地内、小佐越駅から北西へ約90メートルに位置しています。

公図による説明。登記簿地目は畑、現況は宅地です。

土地利用図による説明。現地には土地家屋調査士が立ち合いました。

願出地は昭和46年に新築してから現在まで、宅地として利用しており53年が経過しています。土地家屋評価証明書が添付されております。

以上、証明することに問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いします。

(川村耕委員挙手)

はい、川村部会長。

川村耕委員

説明がありましたように、昭和46年に新築しまして53年以上経過しています。見るからに非農地扱いと思われます。部会では許可相当と判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

報告並びに現地調査後の部会での報告も終わりました。

ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

議長

(「なし」の声あり)

ないようですので質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議長

(全員挙手)

挙手全員でございます。

よって、番号1番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

議長

続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。

(星野委員挙手)

はい、星野委員。

星野委員

私は総会資料8ページ、議案第46号の2番を担当しました。

本申請は、日光市高德地内において、宅地への進入路として利用しております。

願出人、願出地は資料のとおりです。

願出地は高德地内、新高徳駅から東へ約300メートルのところに位置しています。

土地利用図による説明。現地には行政書士が立ち合い、杭打ちがしてありました。願出地は昭和39年ごろから西側の隣地在住の星様が、宅地への進入路として使用しており、33年が経過しております。

平成2年撮影の空中写真が添付されており、当時の現況が確認できます。

以上のことから、証明することに問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願いします。

		(川村耕委員挙手)
川村耕委員	議 長	はい、川村部会長。 ここは進入路としまして、33年以上経過しております。また空中写真も添付されており、部会としては何ら問題ないと判断しまして、許可相当と思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
		報告並びに現地調査後の部会からの報告も終わりました。 ここで、意見要請活動部会以外の皆様方の、ご意見・ご質問をお受けいたします。
渡邊委員 鶴見主査	議 長	(渡邊委員挙手) はい、渡邊委員。 こういうのが出る原因は、隣接なので何となく使っていたからですか。 委員のおっしゃるとおり、乗入口に近いところを砂利を敷いて、進入路として今まで使ってきたケースが多いです。
		他にご質問ありますか。
議 長	議 長	(「なし」の声あり) ないようですので質疑を終結し、採決いたします。 番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議 長	議 長	(挙手全員) 挙手全員であります。 よって、番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
議 長	議 長	続きますして、番号3番について、担当委員の報告を求めます。 (酒主委員挙手)
酒主委員	議 長	はい、酒主委員。 私は総会資料9ページ、議案第46号の3番を担当いたしました。 本申請は、日光市鬼怒川温泉大原地内において、宅地として利用している案件です。 私は総会資料8ページ、議案第46号の2番を担当しました。 本申請は、日光市高德地内において、宅地への進入路として利用しています。等は資料のとおりです。 位置図による説明。願出地は東武ワールドスクエア駅から南へ約200メートルのところに位置しています。 公図による説明。願出地は5筆あり、いずれも登記簿地目は田、現況は宅地です。 土地利用図による説明。現地には行政書士1名が立ち合い、杭打ちがしてありました。願出地は昭和60年に工場を、平成6年に作業場を新築し、隣接の宅地とともに一体的に宅地として利用しております。 空中写真による説明。平成12年撮影の空中写真が添付されております。24年以上経過しております。作業場の建物に申請地が入っております。 以上のことから、証明することに問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。 現況写真。作業場は、現在水道業者が借りて使っているようです。
議 長	議 長	次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願ひします。 (川村耕委員挙手) はい、川村部会長。

川村 耕 委員 　　ここは昭和60年に工場、その後平成6年に作業場を新築しまして、一体的に宅地として利用していると説明がありました。20年以上経過してまして、部会としましては何ら問題ないと判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 　　報告並びに現地調査後の部会からの報告も終わりました。
ここで、意見要請活動部会以外の皆様方の、ご意見・ご質問等をお受けいたします。

大島一委員 　　（大島一委員挙手）
はい、大島委員。
空中写真は24年経過で、それはそれで写真ですから。質問の内容は非農地となった事由で、平成6年に工場を建築していますが、建築確認上はすんなり通ったのでしょうか。平成ですから最近、農地のまま今日の審議許可前にして、未登記か何かでなっているのでしょうか。普通だと考えられないのですけれど。

議 長 　　鶴見主査でよろしいですか。
鶴見主査 　　公図のほうで、宅地と工場を造っているところが、宅地と農地で一体的になっています。この宅地のところで確認申請が必要だと思いますので、この宅地になっているところで確認申請等を受けて、平成6年に建てたのではないかと思います。

大島一委員 　　現況は宅地ですが、登記上の表示が、住所のところ5筆全部田になっています。この辺はやはり申請の段階できちんとしておかないと、違法とは言わないですけど、たぶん考えられるのが未登記で、一般住宅じゃなくても、建物が平成6年ですから、当然、許可は必要だと思います。だから、今言った公図ではちょっとわからない、建物の図面は法務局では出てこない状態で、登記されていなかったのかなと。ただ、納得いかなかったのが、あくまでも登記上で、資料には田になっていますので。普通だったら平成6年ですから、その時点で建物の底地は許可申請が必要と思うのですが。非農地でその辺は建物が建っちゃっているから、仕方ないというか。ただ、この辺はやはり追及する必要が、事情だけは知っていないと。昭和だって建築基準法では執行されていますから。その辺だけはよろしくお願いたします。

議 長 　　本来でしたら、登記地目も変更されてしかるべきところだと思いますが、手続き上のことだと思います。その点については、この時点ではちょっとわからないのかなと。
その他に何かご質問ございますか。

議 長 　　（「なし」の声あり）
ないようですので質疑を終結し、採決いたします。
番号3番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 　　（挙手全員）
挙手全員であります。
よって、番号3番は原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

議 長 　　番号4番について、担当委員の報告を求めます。
（富田委員挙手）
はい、富田委員。

富田委員 　　私は総会資料9ページ、議案第46号の4番を担当しました。
本申請は、日光市瀬川地内において、駐車場として利用しています。
願出人、願出地は資料のとおりです。

願出地は瀬川地内、東武下今市駅から北西へ約330メートルに位置しています。日光方面に向かってバイパスの陸橋手前を左折したところです。

登記簿地目は畑、現況は駐車場です。現地には行政書士が立ち合い、ポールが立ててありました。

願出地は昭和57年から駐車場として利用しており、40年が経過しています。この写真は平成12年撮影の空中写真ですので、20年以上が経過しております。今回の申請理由は、願出人の夫が駐車場を始め、看板を立てて駐車場として利用しておりましたので、許可を取っていたと思うが、それが定かではないということで今回申請しました。もう1つ、願出人がかなり高齢になってきましたので、整理をしたいとのことでした。

以上のことから、証明することに問題がないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

こちらが駐車場として利用しておりまして、この奥に古い看板がありました。道路沿いが市有地ということですので、その点については事務局から説明をお願いしてよろしいでしょうか。

議 長

(佐藤副主幹挙手)

はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹

こちらの図面では見づらいかもかもしれませんが、灰色に着色されているのが現況の道路幅となります。市有地については道路と青地からなっており、幅が現況よりも広く、今回の申請地側に少し食い込んだ形になっています。土地の境界を確定する際に、道路と青地の幅として公図上の幅を現地に確保するため、その結果今回のように隣接地に食い込むケースがございます。

なお、今回はそこまで話が進むか分かりませんが、現況の道路幅4メートル以上を確保できていれば、それ以上の部分については払い下げも可能ということで、維持管理課とは協議しているとのことでした。

以上です。

議 長

次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告願います。

(川村耕委員挙手)

はい、川村部会長。

川村耕委員

富田委員、また、事務局から説明がありましたとおり、57年より駐車場として利用しておりまして、部会としましては許可相当と判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、意見要請活動部会以外の皆様の御意見ご質問等をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号4番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。

よって、番号4番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

(休憩 午後3時30分)

(再開 午後3時40分)

議 長

日程第9、議案第47号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」事務局の説明を求めます。

(永吉副主幹挙手)

永吉副主幹 はい、永吉副主幹。
議案第47号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」、ご説明いたします。

本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。

今月は、利用権設定の案件になります。総会資料は10から12ページとなります。

件数は3件、面積合計は22筆で34,819平方メートルとなります。

内訳は、申請のすべてが日光市農業公社扱いの案件で、3件とも新規となっております。

設定をする者（貸人）・設定を受ける者（借人）の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はじめに、総会資料12ページの3番について審議いたします。
ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、25番福田隆夫委員の退席を求めます。
（福田隆委員退席 午後3時43分）

議 長 それでは、ご質問等ありましたらお受けいたします。
（「なし」の声あり）

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
議案第47号のうち3番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第47号のうち3番について、原案のとおり決定とすることに決しました。
福田隆夫委員の着席を許可いたします。
（福田隆委員着席 午後3時44分）

議 長 次に、議案第47号のうち3番以外の案件について審議いたします。
ご意見・ご質問等ありますか。
（「なし」の声あり）

議 長 それでは議案第47号のうち3番以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
（挙手全員）

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第47号のうち3番以外の案件について、原案のとおり決定とすることに決しました。

議 長 続いて日程第10、議案第48号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
（永吉副主幹挙手）

永吉副主幹 はい、永吉副主幹。
議案第48号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。

本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。

総会資料は13から17ページになります。

件数は11件で、面積合計は28筆で28,867平方メートルとなります。

設定をする者(貸人)・設定を受ける者(借人)の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

はじめに、総会資料15ページの7番について審議いたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、2番沼尾綾乃委員の退席を求めます。

(沼尾委員退席 午後3時48分)

議 長

7番について、ご質問等がありましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議 長

ないようですので質疑を終結し、採決いたします。

議 長

議案第48号の7番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第48号のうち7番については、原案のとおり決定することに決しました。

沼尾綾乃委員の着席を許可します。

(沼尾委員着席 午後3時49分)

議 長

次に、議案第48号のうち7番以外の案件について審議いたします。

7番以外の件について、ご質問がございましたらお受けいたします。

(川村耕委員挙手)

川村耕委員

はい、川村部会長

遊休農地解消緊急対策事業というのは、どういう事業ですか。

議 長

(永吉副主幹挙手)

永吉副主幹

はい、永吉副主幹。

遊休農地解消緊急対策事業であります。農地バンクが遊休農地を借受け解消して、耕作者である受人へ貸付ける事業になります。以前チラシをお配りしましたが、改めて説明させていただきました。

議 長

(大島昭委員挙手)

大島昭委員

はい、大島委員。

2番の地域は圃場整備をしていないところですが、ずっと前から遊休農地になっていた。今回このように上がってきた訳だが、どのような経路で上がってきたのか。本来は推進委員の仕事ではないかとも思うので。

議 長

(永吉副主幹挙手)

永吉副主幹

はい、永吉副主幹。

農地バンク、農業公社から上がってきたので詳細は分かりかねるのですが、議案第49号の1番から12番と対になっている。バンクが借受けて解消して、耕作者の受人に貸付けるというものなので、どこかの段階で意思が一致したものだと思われます。

大島昭委員

集積協力金はどうなのか。

議 長 (永吉副主幹挙手)
はい、永吉副主幹。

永吉副主幹 機構集積協力金の話ですが、それは集積なので、どのようになっているのか分からないのと、面積もきちんと集計してみて、それに合致したものが集積協力金として出ます。県の農業公社が主体となっておりますので、集積協力金のことまでは分かりかねます。

大島昭委員長 分かりました。
49号も関連する案件になります。議案第48号について採決いたします。
議案第48号の7番以外について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 (挙手全員)
挙手全員であります。
よって、議案第48号のうち7番以外については、原案のとおり決定することに決しました。

議 長 続きます。日程第11、議案第49号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(永吉副主幹挙手)

永吉副主幹 はい、永吉副主幹。
議案第49号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」、ご説明いたします。
総会資料は、18から23ページになります。
本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により日光市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を求められています。
申請番号1番から11番までは、遊休農地解消緊急対策事業によるものであり、農地バンクが遊休農地を借受け、解消して耕作者である受人へ貸付けるものです。
面積は28筆で28,867平方メートル、受人の対象者数は2名です。
権利の設定を受ける者の住所・氏名及び土地の表示等は、記載のとおりです。
申請番号12番・13番は、平成30年1月1日から令和9年12月31日までの期間において、農地バンクを通して中間管理権を設定したものにつき、先月借手を変更するにあたり解約ができたもので、新たな借手へ賃借権を設定するものです。
面積は10筆で36,791平方メートル、受人の対象者数は2名です。
権利の設定を受ける者の住所・氏名及び土地の表示等は、記載のとおりです。ご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
ご質問等がありましたらお受けいたします。
(酒主委員挙手)

酒主委員 はい、酒主委員。
遊休農地解消緊急対策事業で、解消されなかった場合、何かペナルティはあるのですか。

議 長 (永吉副主幹挙手)

永吉副主幹 はい、永吉副主幹。
借り賃は発生しておりません。10アールあたり43,000円は公社から作業の手当は出ます。

佐々木委員 所有者には出ないのですか。
永吉副主幹 あくまで、やってくれた人に出ると聞いております。
議 長 12番、13番も遊休農地解消緊急対策事業なのですか。
永吉副主幹 12番も13番も違います。
議 長 他にご質問はありますか。
(「なし」の声あり)

議 長 ないようですので質疑を終結し、採決いたします。
それでは、議案第49号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、議案第49号については、原案のとおり決定することに決しました。

議 長 以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。
これをもちまして、令和6年7月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後4時8分